加えて、協議会に設置した支援センターを通して経営改善計画策定支援事業を実施する。具体的には、中小企業・小規模事業者が自らでは経営改善計画を策定することが難しいケースが多いため、公認会計士や税理士等の支援人材（認定支援機関）が同計画の策定を支援していくことが求められており、当該経営改善計画の策定費用等について、支援センターを通した費用負担を実施するとともに、支援センターにおける支援人材の確保と支援体制の構築を支援する。この経営改善計画策定支援事業に関しては、平成26年度末までとしていた申請期限が撤廃されたことから、平成27年度においても一層の利用促進を図る。

そのほか、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家に対し、再生支援のノウハウ習得のための研修やセミナーを開催するほか、協議会の業務に携わる者に対する実践的な研修を行う。

⑶　中小企業・小規模事業者への事業承継・引継ぎ支援事業

中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化に伴い、今後、多くの中小企業・小規模企業の経営者が世代交代の時期を迎えることが見込まれており、次世代へのバトンタッチを促すため、課題を抱える中小企業・小規模事業者への啓発普及等を積極的に取り組む。

具体的には、事業承継、事業引継ぎ、経営者保証等の経営課題解決に向けたセミナー等を実施する。

また、各地の事業引継ぎ支援センター等と連携し、売り手中小企業と買い手企業とのマッチングを行うデータベースを構築し、広域マッチング等の支援及び同センターの新規設立支援等を行う。

加えて、同センター等の支援能力を向上させるため専門家等に対して、事業引継ぎに係る支援のノウハウ習得のための研修を行う。

⑶　東日本大震災からの復旧・復興に関する事業

東日本大震災で被災した地域及び中小企業・小規模事業者の本格的な復興の加速と福島の再生に貢献する。具体的には、被災地域において、事業活動再開を希望する複数の中小企業者・小規模事業者が入居する仮設施設の整備や仮設施設の移設・撤去等に係る支援を実施する。

また、被災地域の地方公共団体・地域支援機関や被災中小企業・小規模事業者に対して専門家を派遣し、地域経済の再生、まちづくりに向けた再建計画の策定や中小企業・小規模事業者の事業再建等の支援を行う。

加えて、機構の支援ツールを活用し、被災中小企業・小規模事業者の販路開拓を支援する。

その他、東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者等を対象とする被災中小企業施設・設備支援事業や特定地域中小企業特別資金などの被災県の貸付事業への支援に加えて、二重債務問題への対応に当たっては、債権買取等を行う「産業復興機構」への出資等を通じて、被災中小企業・小規模事業者の支援を行う。

○国土交通省告示第六百五十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

九艘泊川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県青森市浪岡大字羅野字目倉石

二五〇番一五　一号

二五六番四七　二号

二五六番三一　三号から六号まで

二五〇番一一　七号及び八号

二五〇番一三　九号及び十号

二五六番三四　十一号及び十二号

二五六番四三　十三号から十五号まで

二五六番四一　十六号から二十号まで

二五六番四四　二十一号から二十三号まで

二五六番四五　二十四号及び二十五号

二五六番四六　二十六号

七〇番　二十七号及び二十八号

○国土交通省告示第六百五十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大林沢

二　砂防法第二条の土地の表示

⑴　砂防法第二条の土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

長野県東筑摩郡生坂村

二四四八番

二四五四番

二四五五番

二四五六番一及び二四五六番二

二四五七番イ及び二四五七番ロ

二四五八番

二四五九番イ及び二四五九番ロ

二四六〇番

二四六一番一及び二四六一番二

二四六二番から二四六五番まで

二四六六番イ及び二四六六番ロ

二四七二番一

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び昭和三十九年建設省告示第三千六百六十号で指定した南塩沢に掲げる土地の区域を除く。）

長野県東筑摩郡生坂村

二四三一九番一　一号

二四六四番　二号

二四五六番二　三号

二四四四番　四号

二四四〇番二　五号

二四三七番一　六号

八　次に掲げる土地に存する標柱七号から十二号までを順次結んだ線及び標柱七号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十九年建設省告示第三千六百六十号で指定した大林沢に掲げる土地の区域を除く。）

長野県東筑摩郡生坂村

二四三四番一　七号

二四三二番一　八号

二四三一番一　九号

二四二五番九　十号

二四二三番二　十一号

二三五八番十　十二号

二二　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南黒沢

⑵　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十二年内務省告示第三百五十号で指定した黒沢川に掲げる土地の区域を除く。）

長野県松本市梓川梓

七一〇八番二　一号

七一一三番一　二号

七一一九番四　三号

七一一九番二　四号

七一一九番三　五号

七一一五番一　六号

三⑴　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

日向沢二

⑵　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷（平成二十三年国土交通省告示第千百三号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）